

水産物部卸売業者が支出する奨励金に関する指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水産物部卸売業者が行う卸売予定数量等の報告に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条に規定する奨励金について、卸売業者の財務の健全性を確保するために行う確認その他の措置の実施に関し、必要な事項を定める。

(確認事項等)

第2条 奨励金交付の確認は、卸売業者ごとに、次に掲げる基準に基づき行う。

(1) 出荷奨励金

要綱第2条第1号に規定する奨励金の上限額は、一出荷者につき、当該年度の受託販売額に1,000分の10を乗じたものとする。

(2) 完納奨励金

要綱第2条第2号アに規定する奨励金の上限額は、当該年度の総取扱金額に1,000分の4を乗じたものとする。

(指導)

第3条 市長は、前条に規定する基準を超え、若しくは卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めた場合は、指導を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。